

沖縄県の食料自給率向上等に向けた調査検討業務委託 企画提案仕様書

1 業務名

沖縄県の食料自給率向上等に向けた調査検討業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月1日まで

3 背景及び目的

社会情勢の変化等に伴い、令和6年6月に「食料・農業・農村基本法」が制定後初めて改正され、基本理念の柱に「食料安全保障の確保」等が掲げられるとともに、関連法の制定・改正がされるなど、我が国の農政は大きな転換期を迎えている。

こうした中、令和7年4月には「食料・農業・農村基本計画」が新たに策定され、カロリーベース食料自給率の目標に加えて、「食料自給力の確保」などの目標が新たに追加されたところである。一方、国内の農地面積は、我が国の人口分の需要を賄うために必要な面積の3分の1程度しかないとされており、令和6年度のカロリーベース食料自給率は38%、生産額ベース食料自給率は64%となっている。

本県の農林水産業は、台風の常襲や、島しょ性に伴う生産・販売コストの増加、耕地面積が小さく限られるなど、生産条件に不利性があるため、県では、亜熱帯海洋性気候や土壌に適した作物であるさとうきびや冬春期の野菜、畜産、モズク類など生産振興による農家所得の向上を図り、食料の安定供給に向けて取り組んでいるところである。

また、花きや葉たばこなどの非食用作物は、農家所得の向上に貢献しているものの、県内の自給率へは寄与しておらず、直近である令和5年の本県における食料自給率の概算値は、カロリーベースが30%、生産額ベースが41%と全国に比べ低い値となっている。

本業務では、こうした社会情勢の変化や「食料・農業・農村基本法」の改正等を踏まえ、本県における食料自給率の向上を図るため、生産基盤となる農地、生産者、生産技術・経営、流通等に関する情報収集と分析により、今後の取組方針に関する検討を行う。

4 委託業務内容

(1) 食料自給率（カロリーベース及び生産額ベース）の向上につながる生産体系の検討

食料自給率の向上に向けて、県内の農地で実現可能性のある効率的な生産体系（品目、栽培方法、輪作、農地・灌漑施設整備、スマート農業技術導入を含む）のモデルを提示し、現行との比較を行うこと。

ア 気候、土壌、地理的条件等の地域特性を踏まえた県内外における輪作体系、栽培方法、ハード整備の事例について情報収集・整理し、県内に適した生産体系を提案すること。

イ 農家所得、農地面積当たりカロリー生産、県内食料供給力などの向上につながる生産体系をそれぞれ検討すること。

(2) 期待可能な食料自給率、県内食料供給量増加による経済効果ならびに潜在的食料自給力の検証

前項で提示した生産体系を基に、県内で効果的な農地集積と農地拡大が行われた想定で食料自給率（カロリーベース及び生産額ベース等）を算定するとともに、沖縄県の潜在的な食料自給力

と県内の経済効果について検討した上で今後の取組方針を提示すること。

ア 圏域別の農地について、既存の統計やヒアリング等により、農地面積、経営耕地面積、集積・集約、荒廃農地面積、基盤整備の状況等の情報収集・整理、分析を行うこと。

イ 本県における潜在的な食料自給力に関する分析・評価を行い、食料自給率の目標値の考え方や県が実施する施策の取組方針をまとめること。

(3) その他、上記項目に係る業務を効果的かつ円滑に推進するための提案

5 報告書の提出

(1) 事業報告書

印刷製本した事業報告書を30部作成する。また、電子記録媒体を1部提出する。

6 予算額

(1) 委託上限額

提案にあたっては、総額4,732千円以内（消費税及び地方消費税を含む）の範囲で見積もること。（この金額は、企画提案のために設定した額であり、実際の契約金額とは異なる。）

(2) 積算の費目は、次のとおりとする。

- ① 人件費
- ② 報償費
- ③ 旅費
- ④ 消耗品費
- ⑤ 印刷製本費
- ⑥ 通信運搬費
- ⑦ 使用料及び賃借料
- ⑧ 再委託費
- ⑨ 一般管理費（人件費＋直接経費－再委託費）の10%以内とする。
- ⑩ 消費税

※ それぞれ、単価、回数、人数等の積算内容が分かるようにすること。

7 知的財産権の取扱い

委託業務により生じた著作権等の知的財産権は、原則として委託元である沖縄県に帰属する。

8 再委託に関する取扱い

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に再委託することはできない。

(2) 契約の主たる部分の再委託

契約金額の1/2を超える業務、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務については、その履行を第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

(3) 再委託の相手方の制限

本契約の企画提案公募に参加した者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、または請け負わせることはできない。

(4) 再委託の承認

上記 (1) (2) (3) を踏まえた上で、契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を受けなければならない。

なお、以下に例示するものについては、承認手続きの例外とする場合がある。

- ① 資料の収集、整理、複写、印刷、製本
- ② 原稿、データの入力及び集計

上記以外の容易かつ簡易な業務がある場合は、契約において具体的に指定する。

9 守秘義務及び個人情報の取り扱い

受託者は、本業務を実施することにより得た成果、あるいは提供を受けた情報等については、善良なる管理のもとに利用・保管し、秘密の保持については万全の措置を講じること。

特に、個人が特定され得るものに係る情報（個人情報）の取扱いについては、関係法令を踏まえ、その保護に十分配慮すること。

10 その他

- (1) 受託者は業務遂行にあたって、委託者と緊密な連携をもって行わなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、委託者と受託者の双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本仕様書記載の業務内容については、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合も想定される。
- (4) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。